

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 4 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2009～2011

課題番号：21252001

研究課題名（和文） 仏伊独における移住家事・介護労働者——就労実態、制度、地位をめぐる交渉

研究課題名（英文） Migrant Domestic/Care Workers in France, Italy and Germany: Labor Conditions, Institutional Framework and Status Claims

研究代表者

伊藤 るり（ITO RURI）

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号：80184703

研究成果の概要（和文）：本研究では、フランス、イタリア、ドイツ 3 カ国における移住家事・介護労働者の就労実態、制度上の位置づけ、ならびに地位改善に向けた取り組みの現状について、現地調査を実施し、基礎データを収集した。とりわけ 2000 年代半ばに「対人サービス」政策を打ち出したフランスの事例を重点的に調査し、同政策が個人家庭に雇用される移住家事・介護労働者の雇用上、ならびに移民法上の地位に与えたインパクトを明らかにした。

研究成果の概要（英文）： This study aimed to collect basic data on the labor conditions of migrant domestic / care workers in France, Italy and Germany. It discusses the institutional framework of their labor as well as the conditions under which negotiations take place to improve their status. A special attention was paid on the French “home care service” policy implemented in the mid-2000’ s and its impacts on the migrant workers’ status in terms of labor law and immigration law.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	9,000,000	2,700,000	11,700,000
2010 年度	8,200,000	2,460,000	10,660,000
2011 年度	8,800,000	2,640,000	11,440,000
年度			
年度			
総計	26,000,000	7,800,000	33,800,000

研究分野：国際社会学

科研費の分科・細目：ジェンダー

キーワード：移民、ジェンダー、ケア、労働、ヨーロッパ

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 1990 年代以降、脱工業諸国では、経済社会の構造転換と女性の就労率上昇、福祉国家の後退、人口の高齢化などを背景として、個人家庭が移住家事・介護労働者（migrant domestic / care workers, 以下 MDCW）として雇い入れる＜ケア労働の国際分業（ないしエスニックな分業）＞が拡大してきた。ヨーロッパにおいても同様の現象がみられ、その大部分はインフォーマル経済に組み入れら

れてきた。＜ケア労働の国際分業＞に関する従来の研究は、北米やアジア地域を対象としたものが多く、ヨーロッパに関しては研究蓄積が少ない（エスニックな出自を問う研究が抑制されてきたフランスではその傾向が顕著である）。

(2) 他方で、フランスやイタリアにおいては、家事労働者の労働協約が早期に整備されてきた。だが、これらの労働協約の内容や実態、

とりわけ MDCW の地位・処遇との関連については、ほとんど研究がなされてこなかった（なお、北米やアジア地域では、香港を例外として、家事労働者は労働法の対象外となることが多く、労働協約の策定もみられない）。

(3)ヨーロッパでは1990年代以降、個人家庭で雇用される家事・育児・介護労働のフォーマル化を進める動きがみられ、その対象にはMDCWが含まれている。この点については、「インフォーマル・セクターにおける家事手伝いの規制」に関する欧州議会の決議（2000年）が示すように、EUレベルで一定の合意がある。だが、その具体的な策定内容と実態を把握するには、国別の研究が必要である。

## 2. 研究の目的

研究の背景の(1)～(3)を踏まえ、本研究では「対人サービス」政策を実施してきたフランス、MDCWが推定で少なくとも50万人以上（2003年時点）とみられるイタリア、さらにポーランドをはじめ東欧諸国からの移住家事労働者の流入がみられるドイツの3カ国に注目し、これらの国々におけるMDCW（その大多数は女性）の就労実態、制度的位置づけ（移民政策と社会政策の両面）、ならびにその地位をめぐる交渉のあり方を解明することを目的とした。

本研究が問うのは、以下の点である。移住労働の拡大はホスト社会での家事・介護労働の社会的承認やフォーマル化にどのような影響を及ぼすのか。また逆に、家事・介護労働の社会的承認やフォーマル化は、MDCWの地位にどのように作用するのか。

なお、MDCWの出身地はホスト社会によって異なるが、本研究では各国の多様な事情をおさえる一方で、特にフィリピン人に関しては、フランスとイタリアの双方で横断的に調査することをめざした。これは、この調査研究の結果を踏まえ、今後、日本を含めたアジアにおけるフィリピン人家事・介護労働者との比較を可能とするためである。

## 3. 研究の方法

各国の移民レジームにおいて、MDCWがどのように位置づけられているか、基礎データを収集した。

また、ケア労働のフォーマル化に関しては、M. グリュクスマンらの「高齢者ケアの布置連関」に関する分析枠組を参照しながら、①家族からの外部化、②有償労働化、③ケアの担い手/受け手、あるいはケア労働者/雇用主/利用者といった関係性の国家による承認と規制、④ケアをめぐる知の体系化、職業化の4つの異なるベクトルに注目し、これらがMDCWの地位にどのように影響を与えているか、また逆に、MDCWの導入がケア労働のフォ

ーマル化をどのように方向づけているかについて、現地調査を行った。

なお、調査研究にあたっては、3カ国を均等に捉えるのではなく、ケア労働のフォーマル化に関して、もっとも明示的な政策（「対人サービス」政策）を展開してきたフランスの事例に重点を置き、これとの対比で、イタリアとドイツの事例を考察することとした。

### (1) 現地調査

①フランス：全国レベルについては全国対人サービス機構（ANSP）、ならびに全国社会的結束・機会平等機構（ACSE）など；MDCWへの依存が高いパリ地域に関しては、パリ市（雇用局、対人サービス担当）、対人サービス事業体（アソシエーション、企業）、全国個人家庭雇用主連盟（FEPEM）、フランス民主主義労働同盟（CFDT）・個人家庭賃金労働者組合、移住女性支援団体、パリ労働裁判所など；同じく高齢者介護施設で働く移住女性の就労実態については、パリ地域の施設合計5カ所（アソシエーション、市営、企業）、ならびに地方の施設1カ所で聞き取り調査を行った。このほか、移民政策、ならびに対人サービスに関する研究者、専門家に対するインタビュー。パリ市及び郊外で、フィリピン人家事労働者ネットワークの参与観察調査。

②イタリア：ローマで家族協力者組合

（Acli-Colf）、移住者支援団体（Caritas di Roma など）、及び研究者に対する聞き取り調査と資料収集。フィリピン人家事労働者のネットワークに関しては Philippine Women Council、ならびに家事労働者本人への聞き取り調査。

③ドイツ、ならびにポーランド：全国レベルについては、ドイツ連邦労働社会・健康省、連邦雇用庁、国税庁、及び研究者に対するインタビュー調査；ハンブルク、ならびにフランクフルトにおける非正規滞在MDCWへの支援団体、労働組合など；また、送りだし側であるポーランドの派遣業者、担当省庁などに対する現地聞き取り調査。

### (2) 文献調査、ならびに史資料収集

特にフランスに関して、家事労働者の労働協約と労働組合組織化の歴史を調べるため、オ＝ド＝セーヌ県公文書館、フランス民主主義労働同盟（CFDT）、国立移民史シテ、フランス国立図書館などで文献、統計、その他一次資料の収集を行った。

## 4. 研究成果

調査研究から見いだせる主要な知見として、以下の諸点を挙げるができる。

(1) MDCWの移民レジーム上の地位：ガロッティにならって、MDCWの移民レジーム上の地位を、①短期就労制度、②オペア制度、③家族

合流と家族滞在許可、④非正規、もしくは非登録移民の4つに分けるとすれば、①があるのは、EU新規加盟国である東欧に限定して家事労働者を受け入れるドイツ、そしてクォータ制によって家族協力者(Colf)や家族援助者(assistenti familiari、ないし badanti)を受け入れるイタリアである。フランスには①はない。②は3カ国にあるが、これは本来就労目的ではなく、語学研修等の勉強のために訪れる若者が滞在先の家族に対して、若干の報酬に対して、家事手伝いを行うという「文化プログラム」である。3カ国のMDCWの主流となっているのは③と④と考えられる。フランスの場合には、1970年代半ば以降、家族合流が移民受け入れの主流となってきたこともあり、③が中心だが、フィリピン人に関しては④が圧倒的に多い。イタリアに関しては、④の比重が大きく、これを2002年以降、非正規滞在者のうち、MDCWを優先的に正規化している。

(2) ケア労働のフォーマル化とMDCWの地位：ケア労働のフォーマル化は、フランスの場合、伝統的に強い産児奨励と働く母親支援政策を反映して、保育をめぐる知の専門化、職業化、社会的承認が1970年代に進展した。家事、高齢者介護については、1990年代に徐々に進み、とりわけ2000年代中盤に、雇用の掘り起こしの観点から「対人サービス(services à la personne)」政策(通称「ボルロー・プラン」、2005年開始)が打ち出されると、国立対人サービス機構(ANSP)を設立して、「家族へのサービス(自宅・保育園での子守、家庭教師、自宅でのIT講習など)」、「日常生活にかかわるサービス(掃除、家事、買い物、料理、庭仕事など)」、「要介助者へのサービス(高齢者、障害者、要介助者への支援、病人への付き添いなど)」の3つの分野で、事業者、ならびに利用者に対して税控除などでインセンティブを与え、従来、国家がつかめなかったインフォーマルな経済(「無申告労働」)をフォーマル化して、振興することに力が注がれた。また、「汎用雇用サービス小切手(CESU)」の導入によって、個人家庭雇用主が簡単な申告で税制上の優遇措置を受けられ、労働者も社会保障費を積み立てられるよう、工夫がなされた。

「対人サービス」のうち、家事、育児、高齢者介護を支える層は都市部と農村部とで大きく異なる。都市部では移住女性(マグレブ、あるいはサハラ以南アフリカ諸国出身が多い)の比重が高く、イル・ド・フランス地域では、推定で個人家庭賃金労働者の7割近くを移住女性が占める。この傾向は「対人サービス」政策導入以前よりみられるが、複数雇用主のもとで働き、時間数も短く、不安定な雇用形態であること、また非正規滞在者が

数多く含まれることから、その正確な数をつかむことは困難である。

「対人サービス」振興策が目的とした雇用創出に関しては、生み出される雇用が依然として、低賃金でパートタイムの不安定雇用であるため、評価は分かれる一方で、従来、インフォーマル経済のなかに置かれてきたMDCWがフォーマルな雇用に転じ、たとえば各種社会保険に入りやすくなったこと、あるいは職業訓練や職業経験認定制度(VAE)を受けられる機会が開かれてきたことは、MDCWの地位にとって、いくらかのプラスの効果といえる。

なお、「対人サービス」と類似した政策は、1990年代にドイツでもみられたが、定着していない。また、イタリアにおいても自治体によって試験的な試みがみられるが、同じく根を下ろしていない。イタリアにおいては、ケア労働の職業化への動きがあっても、それはMDCWの大量導入とは必ずしも連動していない。このように、ドイツとイタリアにおいては、移住労働は概ねインフォーマル経済のなかに留め置かれ、そのフォーマル化は、イタリアの移民レジーム上の地位正規化(非正規滞在者の合法化=「サナトリア」)はあっても、職業化という意味でのフォーマル化とはなっていないようにみえる。

(3) 家事労働者の組織化とMDCWの地位をめぐる交渉：北米やアジア地域におけるMDCWと異なり、仏伊独の3カ国では家事労働者が労働法の対象に含められ、使用者団体と労働組合のあいだに労働協約が結ばれている。特に、フランスの場合には、家事労働者の組織化は20世紀初頭にまで遡ることができる。戦後、1950年代には家事使用人の労働協約が結ばれ、1970年代に各種社会保険への加入が整備され、1999年には個人家庭賃金労働者としての労働協約が締結された。イタリアの場合にも、1974年に家事労働者の労働協約が結ばれて、今日に至っている。ドイツにも家事労働者の労働協約が存在する。このうち、フランスについては、非正規滞在MDCWの地位正規化闘争(2008~2010)において、これまでに蓄積されてきた家事労働者の組織化の実績と労働協約の存在が、非正規MDCWの地位正規化にとっても重要な支えとなることが把握できた。

(4) パリとローマにおけるフィリピン人家事労働者の横断的調査：ローマへのフィリピン人の入国は1970年代に開始している。パリへの流入開始は若干遅く、1970年代末と考えられる。ローマでもパリでも、フィリピン人家事労働者は、賃金や雇用の安定性という点で、他のMDCWに比べ相対的な「優位」に立っている。パリの場合には、フィリピン人は16区をはじめとする、裕福な家庭に雇用

されるケースが多く、マグレブ、あるいはサハラ以南アフリカ出身移住女性とのあいだで、エスニックな階層化が進んでいる。また、イタリアでは、正規化措置によって正規滞在への道が比較的容易に開かれ、配偶者や子どもの呼び寄せで家族形成が可能となっているのに対して、パリのフィリピン人家事労働者に非正規滞在者が占める率は、80%強ときわめて高いままである。非正規のまま、年齢を重ね、60才代、なかには70才代に達している家事労働者もいる一方で、依然として新しい入国も継続している。パリでは、フィリピン人の元家事労働者が個人家庭賃金労働者組合の代表として活躍しており、このことをきっかけに、フィリピン人家事労働者の組織化が進んでいる。2008～2010年の非正規滞在者（サンパピエ）の地位正規化闘争では、フィリピン人とマグレブやサハラ以南アフリカ出身者とは、MDCWの支援において、組織や戦略のうえで顕著な違いがみられた。こうした違いは、MDCWのエスニックな階層化の問題を反映している可能性がある。

フランスの「対人サービス」政策が典型的に示すように、家事・介護労働の社会的承認やフォーマル化が生み出す雇用は、断片的で脆弱なものに留まっている。このため、都市部において、これを担うMDCWの地位も脆弱とならざるをえない。しかし、無申告雇用に比べ、家事・介護労働のフォーマル化はMDCWの移民レジーム上の地位の不安定性や労働者としての諸権利を強化するうえで、きわめて限定的であるとはいえ、一定のポジティブな作用を及ぼしているといえるだろう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

- ①伊藤るり, ヨーロッパの文脈における移住家事・介護労働者, 仏伊独における移住家事・介護労働者——就労実態、制度、地位をめぐる交渉 (国際移動とジェンダー研究会編、ワークショップ記録集), 査読無, 2012, 255(1-12)
- ②伊藤るり, 在仏フィリピン人家事・介護労働者の就労と組織化——CFDT パリ支部の事例, 仏伊独における移住家事・介護労働者——就労実態、制度、地位をめぐる交渉 (国際移動とジェンダー研究会編、ワークショップ記録集), 査読無, 2012, 255(155-174)
- ③定松文, フランスの高齢者介護と移住女性——福祉国家が創る意図せざる効果, 仏伊独における移住家事・介護労働者——就労実態、制度、地位をめぐる交渉 (国際移動と

ジェンダー研究会編、ワークショップ記録集), 査読無, 2012, 255(81-97)

④小ヶ谷千穂, 滞在地位と家族のポリティクス——ローマのフィリピン人家事・介護労働者の事例から, 仏伊独における移住家事・介護労働者——就労実態、制度、地位をめぐる交渉 (国際移動とジェンダー研究会編、ワークショップ記録集), 査読無, 2012, 255(175-189)

⑤園部裕子, 移住女性と在宅労働における「社会的上昇」の(不)可能性——パリ市と郊外における「職業経験認定制度 (VAE)」の申請支援を事例に, 仏伊独における移住家事・介護労働者——就労実態、制度、地位をめぐる交渉 (国際移動とジェンダー研究会編、ワークショップ記録集), 査読無, 2012, 255(31-59)

⑥中力えり, フランスにおける「対人サービス」政策と社会的結束, 仏伊独における移住家事・介護労働者——就労実態、制度、地位をめぐる交渉 (国際移動とジェンダー研究会編、ワークショップ記録集), 査読無, 2012, 255(15-30)

⑦小ヶ谷千穂, 「送り出し国フィリピンの戦略—海外労働者の『権利保護』と『技能』の関係をめぐる—」, 『国際移動の比較政治学』(日本比較政治学会年報), 査読無, 11号, 2009, 93-113

⑧小ヶ谷千穂, 「再生産労働のグローバル化の新たな展開—フィリピンから見る『技能化』傾向からの考察—」, 『社会学評論』, 査読無, 60巻3号, 2009, 364-378

[学会発表] (計7件)

①伊藤るり, 国際女性デー記念・シンポジウム「ケア、国際移民、ジェンダー——日仏対話」, 高齢者ケアの配置と国際移民——日仏比較の試み, 2011年3月5日, 日仏会館, 東京

②小ヶ谷千穂, 国際女性デー記念・シンポジウム「ケア、国際移民、ジェンダー——日仏対話」, アジアにおける女性国際移動と重層する“ケア”の意味——送り出し社会フィリピンからの考察, 2011年3月5日, 日仏会館, 東京

③ Kyoko SHINOZAKI, International Conference on “Interkulturelle Kompetenz in Pflegeberufen: Zukunftsperspektiven im internationalen Vergleich” (招待講演), “Making of Migrant Care and Domestic

Workers in Germany: Von Geschlecht, Alter und Ethnizität in Policy und die Frage der Kultur”, 2010年12月15日, Universität Hamburg, Germany

④伊藤るり, 日本社会学会第83回大会, フランスにおける「対人サービス(SAP)と移民女性(3) サンパピエ家事労働者の地位正規化と労働組合の役割——CFDTの事例, 2010年11月6日, 名古屋大学

⑤定松文, 日本社会学会第83回大会, フランスにおける「対人サービス(SAP)」と移民女性(2) 高齢者ケアの制度と移民女性のケア労働, 2010年11月6日, 名古屋大学

⑥園部裕子, 日本社会学会第83回大会, フランスにおける「対人サービス(SAP)と移民女性(4) 「在宅介護員」の職業訓練とアフリカ系女性の就労実態, 2010年11月6日, 名古屋大学

⑦中力えり, 日本社会学会第83回大会, フランスにおける「対人サービス(SAP)」と移民女性(1)「社会的結束計画」と「対人サービス」政策の展開, 2010年11月6日, 名古屋大学

[図書] (計2件)

①小ヶ谷千穂, 「フィリピン人ディアスポラ——曖昧なニューヒーロー/ヒロインと国家」, 駒井洋監修・首藤もと子編『東南・南アジアのディアスポラ』, 明石書店, 2010, 292(48-67)

②ITO, Ruri, 《 Immigration et travail de care dans une société vieillissante : Le cas du Japon, 》, in Jules Falquet, et. al., *Le Sexe de la mondialisation*, Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 2010, 280(139-150)

[その他]

ホームページ等

[http://www.soc.hit-u.ac.jp/~trans\\_soci/projects.html](http://www.soc.hit-u.ac.jp/~trans_soci/projects.html)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

伊藤 るり (ITO RURI)

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号：80184703

### (2) 研究分担者

定松 文 (SADAMATSU AYA)

恵泉女学園大学・人間社会学部・教授

研究者番号：40282892

小ヶ谷 千穂 (OGAYA CHIHO)

横浜国立大学・大学院都市イノベーション研究院・准教授

研究者番号：00401688

園部 裕子 (SONOBE YUKO)

香川大学・経済学部・准教授

研究者番号：20452667

中力 えり (CHURIKI ERI)

和光大学・現代人間学部・准教授

研究者番号：50386520

### (3) 研究協力者

篠崎 香子 (SHINOZAKI KYOKO)

フランクフルト大学・研究員

アニャ コルダシエヴィッチ (ANNA

KORDASIEWICZ)

オルシュテイン経済・情報科学大学・准教授

エヴァ ケピンスカ (EWA KEPINSKA)

パリ第8大学・CNRS (National Center for Scientific Research)・研究員

村上 一基 (MURAKAMI KAZUKI)

パリ第4大学・大学院社会学研究科博士課程

エフティミア マクリドウ (EFTHYMIA

MAKRIDOU)

パリ第8大学・大学院社会学研究科博士課程